新座市都市計画マスタープラン(素案)への御意見等と御意見等に対する市の考え方

1 意見募集期間:令和4年10月1日(土)~同月31日(月)

2 提出者数·意見数: 4名、7件

3 提出された御意見と御意見に対する市の考え方

◎:意見のとおり素案を修正したもの

○:意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△:素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

一:素案を修正しないもの/意見を採用しないもの

	一:素案を修止しないもの/意見を採用しないもの 						
No.	指摘箇所	提出された御意見	御意見に対する市の考え方	市の方針			
1	P58 第4章全体構想 3. 道路ネットワー クに関する基本方針 (2)道路環境の改善・ 整備	電線等の地中化について、道路幅が狭い道全般で検討して欲しい。事故が起きないか、毎日ヒヤヒヤしている。 最寄りは鐘の音通りだが、同様に危険な道は新座市内でいっぱいある。 安心安全な道路作りは子育て世代にも高齢者にも大切なことであり、市として力を入れ、アピールできるポイントだと思う。 同時に私道についても、電線等の地中化の費用について、各自治会に提示し、所有者の自己負担でやるか否かのアンケートをとって欲しい。	電線等の地中化は、都市の防災力の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観形成に資するなど、整備効果は大変大きいものと捉えております。そこで、本市では、駅周辺に通じる都市計画道路などについて、整備をしてまいりました。 なお、その他の道路の環境改善に当たっては、素案P58「②歩行者・自転車に配慮した人にやさしい安全な道路づくり」の一つ目の〇にあるとおり、「市管理の幹線市道や生活道路においては、歩行者の安全性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進めます。」と位置付けさせていただいており、具体的な施策や対策は、各分野別の計画の中で検討し、推進してまいりますので、御理解を頂ければと存じます。 また、私道の電線等の地中化の費用について、各自治会に提示し、所有者の自己負担で行うか否かのアンケートをとっていただきたいとの御要望ですが、現時点では、そのような考えはありません。頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。	Δ			
2	P58 第4章全体構想 3. 道路ネットワー クに関する基本方針 (2)道路環境の改善・ 整備	立教大学から三原通りに横断する鐘の音通りは、道幅が狭い車の交通量が多く、とても危険です。そのため、子供やお年寄りに限らず全世代にとって危険な道路になっています。交通量が多い原因は、三原通りと志木街道を繋ぐ道の本数が少ないことが要因だと思います。緩和措置として計画道路はあるが、地権者との兼ね合いでいつになったら開通するか見込みは薄いと思います。そこで、現状道路環境を改善する措置として無電柱化を検討して頂きたいと思います。鐘の音通りの様に通り抜けで車の交通量が多い道路に無電柱化を実施して頂きたいです。無電柱化により走行する車の速度が上がある点について、道路にハンプを付ける事で抑制が可能だといます。ハンプは、車のだけでなく自転車にも有効だと思います。また、希望する自治会の私道の無電柱化について、公道とセットで事業を行う事で、施行費用低減を施行業者に交渉出来ないかと思います。も現実的ではあります。1つの自治会が無電柱化を計画する事は、あまりにも現実的ではありませが、市からのサポートが有れば少なくとも検討の土俵に上がる事は、可能かと思います。費用は、莫大だとは思いますが、それなりの改善があると考えますので、ご検討をお願いしたいです。よろしくお願い申し上げます。	電線等の地中化は、都市の防災力の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観形成に資するなど、整備効果は大変大きいものと捉えております。そこで、本市では、駅周辺に通じる都市計画道路などについて、整備をしてまいりました。 なお、その他の道路の環境改善に当たっては、素案P58「②歩行者・自転車に配慮した人にやさしい安全な道路づくり」の一つ目の〇にあるとおり、「市管理の幹線市道や生活道路においては、歩行者の安全性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進めます。」と位置付けさせていただいており、具体的な施策や対策は、各分野別の計画の中で検討し、推進してまいりますので、御理解を頂ければと存じます。 また、私道の電線等の地中化の費用について、各自治会ヘサポートを行っていただきたいとの御要望ですが、現時点では、そのような考えはありません。頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。	Δ			

No.	指摘箇所	提出された御意見	御意見に対する市の考え方	市の方針
3	P 6 7 第 4 章全体構想 5. 都市環境に関す る基本方針 (3)環境負荷の低減 ②循環型社会の構築	「公共施設の新設及び改修に当たっては、LED 照明や雨水貯留・浸透施設の設置を進めます。また、太陽光発電システムの導入に当たっては、施設の特性などを踏まえながら、設置を進めます。更に 、新たな <u>再生可能エネルギー設備の導入</u> について検討を行います。」 上記下線部分を、以下内容に修正するよう提案いたします。 「再生可能エネルギー設備等の導入」	環境負荷の低減という視点においては、再生可能エネルギー以外のエネルギー設備の活用も想定されうることから、御指摘のとおり修正させていただきます。	©
4	P68 第4章全体構想 6. 防災都市づくり に関する基本方針 (3)地震・火災対策 ②ライフラインの確 保	「緊急輸送道路など、緊急車両の通行や災害時の物資輸送上重要な道路では、災害時における道路機能の維持・確保に向けて、橋梁の計画的な点検及び予防保全型による維持・管理や、沿道建物の耐震化、電線類の地中化を促進します。また、既存の市道において、緊急輸送に用いる道路の更なる指定を検討します。」 上記のライフライン確保のための取組として、「電線の地中化を推進」にあたっては、下記の3点についてご配慮いただけますよう要望いたします。 ①電線の地中化における「電線占用条件(埋没深さ・位置、他埋設物からの離隔等)」を明確にし、適切に運用いただきたい。 ②地中埋設物に関わる「多数の関連企業・関係者」との調整と、計画的な事業運営を心掛けていただきたい。 ③地中工事を施工される際には、北部導管ネットワークセンター照会G(維持管理業務部署)に工事照会をお申し出いただきたい。	頂きました御要望は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていた だきます。	Δ
5	P70 第4章全体構想 6. 防災都市づくり に関する基本方針 (4)避難拠点の安全対 策	「避難場所など災害時に重要な役割を担う公共施設では、施設の安全確保に向けて、計画的な点検・予防修繕による維持・管理を進めるとともに、避難場所における設備などの充実を図ります。」 記載の「防災拠点の安全対策」に賛同するとともに、施策をさらに強化するため、下記のとおり太字下線内容への修正と追記を提案いたします。 「避難場所など災害時に重要な役割を担う公共施設では、施設の安全確保に向けて、計画的な点検・予防修繕による維持・管理を進めるとともに、建築物の耐震不燃化対策、非構造部材の耐震化対策等の安全対策、およびエネルギーの多重化等による強靭化を推進し、避難場所における設備などの充実を図ります。」	都市計画マスタープランは、埼玉県が策定する「新座都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、市議会の議決を経て定められた「市町村の基本構想(新座市総合計画)」に即するとともに、都市計画に関連した分野別の計画については、都市計画マスタープランを踏まえて記載することが望ましいとされています(素案 P 2 参照)。この体系を考慮し、都市計画マスタープランでは、都市づくりのおおまかな方針を定め、一歩踏み込んだ個別具体的な施策や対策は、各分野別の計画に委ねることとしています。 そのため、都市計画マスタープランにおける記載は素案のとおりとさせていただきますが、頂きました御意見につきましては、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。	Δ
6	P71 第4章全体構想 7.シティプロモーションの都市づくりに関する基本方針 (1)子育て世代が暮らしたくなる環境をつくる	子育て世代に向けたアプローチが公園整備くらいと聞いたが、それだけで本当に魅力のある市と言えるのか?他の市区町村より新座市に住もうと選んで貰える努力が必要と感じる。具体的には妊婦健診に対する助成金や保育園・幼稚園の整備・資金援助など。 将来の新座市のため、賃貸ではなく、持家を保有してもらえるべく、他の市区町村の成功例を参考にして、適切な都市整備をして欲しい。	都市計画マスタープランは、埼玉県が策定する「新座都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、市議会の議決を経て定められた「市町村の基本構想(新座市総合計画)」に即するとともに、都市計画に関連した分野別の計画については、都市計画マスタープランを踏まえて記載することが望ましいとされています(素案 P 2 参照)。この体系を考慮し、都市計画マスタープランでは、都市づくりのおおまかな方針を定め、一歩踏み込んだ個別具体的な施策や対策は、各分野別の計画に委ねることとしています。 そのため、都市計画マスタープランにおける記載は素案のとおりとさせていただきますが、頂きました御意見につきましては、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。	Δ

No.	指摘箇所	提出された御意見	御意見に対する市の考え方	市の方針
7	_	今後、土地区画整理事業を行う場合には、これまでとは異なるやり方にすべきです。近年、新座市によって実施された3件の土地区画整理事業の条例には「保留地を設定できる要件」が無く、この条例を守っただけでは違法な可能性があるからです。(後略)	頂きました御意見につきましては、新座市都市計画マスタープランと は直接関係がないものであることから、パブリック・コメント制度に基 づく意見としては取り扱わないこととさせていただきますので、御了承 ください。	

[※] 提出された御意見に対する市の考え方については、新座市都市計画マスタープラン(素案)を作成した時点での市の考え方を示すものです。 したがいまして、意見募集結果に対する現時点での市の考え方を示すものですが、今後、最終案として取りまとめる中で、今回お示しした市の考え方を一部変更する場合がありますので、御承知おきください。